一八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件　二〇　六

一九　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件　二〇　六

二〇　健康保険法施行規則附則第一条の六の規定により読み替えられた同令第百三十五条の二の二第二項第一号及び第百三十五条の七第一号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める額　三〇　四

二一　健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件　三〇　四

二二　健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率　三〇　四

二三　健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率　三〇　五

二四　平成二十九年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を定める件　三〇　18　一二

二五　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件　三一　六

二六　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　三一　七

二七　新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件　三一　七

○農林水産省

一―保安林の指定施業要件を変更する件　四　四

六　平成二十九年産のスイートコーンに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件　四　六

七　平成二十九年産のかぼちゃに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件　四　六

八　肥料を登録した件　四　1　一〇

九　外国人漁業の規制に関する法律第二条第七項の農林水産大臣の指定する船舶を定める件を廃止する件　五　五

一〇　平成二十九年度の指定食肉の安定価格を定めた件　五　五

一一　平成二十九年度の肉用子牛の保証基準価格を定めた件　五　五

一二　肉用子牛の合理化目標価格を定めた件　五　五

一四　種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件　六　四

一五　種苗法第四十九条第一項の規定に基づき品種登録を取り下げた件　一〇　四

一六―保安林の指定をする件　六　四

二〇―保安林の指定を解除する件　六　六

二三　保安林の指定施業要件を変更する件　六　六

三五　種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件　一〇　四

三六　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　一〇　四

三七―保安林の指定をする件　一〇　四

四四　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件の一部を改正する件　一一　二

四五　農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件　一一　四

四六　型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件　一一　四

四七　肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件　一一　四

四八―保安林の指定をする件　一一　四

五四　保安林の指定を解除する件　一三　六

五五―保安林の指定施業要件を変更する件　一三　六

五八　保安林の指定をする件　一六　四

六一―保安林の指定をする件　一六　四

六二　保安林の指定を解除する件　一六　六

七〇　ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件　一六　六

七一　保安林の指定をする件　一七　八

七四　保安林の指定を解除する件　一七　八

七五　保安林の指定施業要件を変更する件　一七　八

七六―保安林の指定施業要件を変更する件　一七　八

八〇　〃　一八　八

八一―〃　一八　八

八八　動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件　一九　三

八九　動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件　一九　三

九〇　動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量の一部を改正する件　一九　三